県庁舎跡地をご利用する際の利用規則について

　県庁舎跡地をご利用いただく際は、以下についてご理解いただき、最下部にありますチェックボックスにチェックを入れてこの用紙を申請書に添付してください。

**【利用上の注意事項】**

県庁舎跡地につきましては、県庁舎跡地全体の本整備までの間、県民の皆様にイベントなどで幅広く利用していただくことを目的として、暫定的に整備したものです。

ご利用にあたっては以下のことをご理解のうえ、お守りください。

**１）貸付の優先順位**

跡地の利用は、長崎県公有財産取扱規則第１９条第５項第５号に基づき、幅広く公共公益のために運用されることを優先するため、以下の優先順位を設けております。

①国、地方公共団体等が公用又は公共の用に使用する場合

②公共的団体等が公益を目的とした用に使用する場合

③各種イベント

このため、優先順位の高い行事の用に使用する必要が生じたとき、貸付料を滞納したとき、この利用規則に違反したときは、貸付を取り消すことがあります。

**２）ご利用の流れ**

① 事前相談

・まずは県庁舎跡地活用室まで電話でご相談下さい

② 仮予約（６か月前～10日前）

・使用を希望する期間の６か月前より仮予約を行うことができます。

・原則的に先着順で受け付けておりますが、前項の優先順位の考え方に基づき、仮予約期間において、より優先順位の高い団体の希望が優先される場合があります。

③ 本予約（1か月前～10日前）

・使用を希望する期間の1か月前より本予約を行うことができます。

・使用を希望する期間の初日の10日までに、以下の1,2,3の書類に加え、該当する場合は4,5,6の書類を添えて、持参、郵送またはメールにより県庁舎跡地活用室までご提出ください。

・電話、FAX、インターネットでの本予約は行っておりません。

①公有財産貸付申請書

②貸付希望範囲図面

③県庁舎跡地をご利用する際の利用規則について　※本紙

❹〔貸付料・光熱水費の減免を申請する場合〕公有財産貸付料（及び光熱水費等）の免除（減免）申請書

❺〔法人の場合〕登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し

❻〔公共的団体の場合〕公共的団体と分かる資料

④ 料金の支払い（期日まで）

・貸付料金は、貸付承諾書と一緒に送付される「納入通知書」により、納入期限までに銀行等の窓口にて、お支払いください。（納入期限が土日祝祭日の場合は翌営業日まで）※貸付料金が免除の場合、納入通知書は送付されません。

・期日までに貸付料のお支払いが確認できない場合は、次回以降のご利用をお断りさせていただく場合があります。

・貸出備品、水道・電気等の利用のための鍵は、貸付承諾（決定）の通知（又は連絡）を受けてから、貸付開始日の前日までに、長崎県県庁舎跡地活用室（長崎市尾上町）又は県庁舎跡地（長崎市江戸町）まで受け取りにきてください。（１０時～１７時の間）

※具体の方法等についてはご相談ください。

⑤ 利用

　・県から貸与された物品などについては、原則、貸付期間の終了日までに貸与を受けた場所（旧県庁正面玄関前又は長崎県県庁舎跡地活用室）へ返却してください。

⑥ 原状復帰シートの提出

・利用後は、敷地内の原状回復を行い、確認写真及び原状回復報告書を提出してください。（郵送、持参、メール可）

お問い合わせ先

≪長崎県　地域振興部 県庁舎跡地活用室≫

電話：095－894-3181

メールアドレス：s02560＠pref.nagasaki.lg.jp

住所：

〒８５０－８５７０

長崎県長崎市尾上町3番1号

* キャンセルの申し出

敷地の利用を事前に中止する場合は、まずは、電話でその旨連絡するとともに、「公有財産使用の中止の申し出について」の書類を貸付期間の開始日の前日の１５時までに提出してください。（郵送、持参、メール可）

お支払い済みの貸付料金は、県からの利用中止要請があったときを除き、原則返金できません。（利用中止の手続きをした場合でも返金できません）

３）貸付申請人の制限

貸付申請人は以下の条件を満たさなければなりません

・長崎県民若しくは、長崎県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

・地方自治法施行令第 167 条の４に定める者のほか、次に掲げる者でないこと。

① 公有財産に関する事務に従事する県の職員

② 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者

③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147 号）第８条第２項第１号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

④ 前号に掲げる者から委託を受けた者

⑤ 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

・「長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。

・「長崎県建設工事暴力団対策要綱」に基づく指名除外を受けていないこと。

・法人の代表者及びその役員が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。

・公共の安全及び福祉を脅かす団体又は団体に属する者でないこと。

**４）行為の制限**

次に掲げる行為等があると認められる場合は、許可を行わないこととします。

Ⅰ　用地の原形を変更したり、著しく損傷するおそれがあると認められる場合

Ⅱ　行事の参加者に対する安全対策が十分に施されていないと認められる場合

Ⅲ　騒音・振動・悪臭等の発生により周囲の生活環境を著しく悪化させるおそれのある場合

Ⅳ　跡地の管理運営に支障があると認められる場合

Ⅴ　駐車場としてのみ使用する場合

Ⅵ　風俗営業、暴力団事務所、公序良俗に反する用途、政治的・宗教的中立を損なう用途、その他社会通念上不適切と判断される用途で使用されていると認められる場合

Ⅷ　その他県が適当でないと認める場合

**５）利用に当たっての注意点**

・ご利用にあたっては、一般来場者や近隣の方へご迷惑とならないよう、騒音等には配慮してください。

・火気を使用する場合は、地面に跡が残らないよう、あらかじめ対処してください。

・貸付利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。

・敷地内はイベント等の来場者のための車やバイク、自転車等の駐車又は駐輪は認めておりません。申請者がイベント等に必要とする資材の搬入・搬出などの最小限の関係車両等の駐車のみを認めています。（事前に県の許可が必要です）

・利用中に発生した人的・物的損害に対する賠償責任は、すべて利用者に帰属します。

・不測の事故、災害等により利用が不可能となった場合、そのために生じた損害の補償はいたしません。

・イベントの実施によって発生したごみ等は、イベント主催者で処理してください。

・敷地の水道は、給水や簡単な手洗い専用となっております。その場での洗い物の洗剤液や油、食べ物のかす、コーヒーやジュース等の飲み残しを流すなどのことはしないでください。

・ご利用後は必ず原状回復を行い、その写真データを添付した原状回復報告書を、当室あて速やかに提出してください。

**６）その他**

* 敷地の活用事例としての紹介やアンケートへのご協力をお願いすることがあります。その場合は、公開可能な利用風景写真のご提供及びアンケートへの回答のご協力をお願いします。
  + 上記の利用規則について理解し、同意しました。